

従業者等の勤務実績 ( 年 月 )

サービス種類				事業所・施設名			
定員	人		前年度の平均実利用者数	人		前年度の平均障害支援区分	人員配置区分

職種	氏名	勤務形態 (該当項目に○)	勤務日																												4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
管理者		常・非・兼																																			
サービス管理責任者		常・非・兼																																			
サービス管理責任者		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
直接処遇職員計																																					
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
		常・非・兼																																			
合計 (管理者・サービス管理責任者含む)																																					
サービス提供時間																																					
			1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数 (就業規則上に定める時間数)																																		

常勤換算後の人数 サービス提供責任者、従業者の週平均の勤務時間の合計時間数を、1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数 (就業規則上に定める時間数) で割り、小数点以下第2位を切り捨てた数

- 注1 事業所ごと、サービスの種類ごとに作成してください。名簿の欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
- 注2 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載してください。
- 注3 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載してください。「勤務形態」欄は、該当する項目に○印を付けてください。「勤務日」欄には、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。
- 注4 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。ただし、「前年度の平均実利用者数」は小数点第2位以下を切り上げ、「前年度の平均障害区分」は小数点第2位以下を四捨五入してください。

従業者等の勤務実績

( 2017 年 5 月 )

実地指導日の前月の実績を記入してください。

サービス種類	生活介護	事業所・施設名	生活介護事業所〇〇	前年度の平均実利用者数	14.5 人	前年度の平均障害支援区分	4.3	人員配置区分	Ⅲ型 (2.5 : 1)																								
定員	15 人	前年度の平均実利用者数	14.5 人	前年度の平均障害支援区分	4.3	人員配置区分	Ⅲ型 (2.5 : 1)																										
職種	氏名	勤務形態 (該当項目に○)	勤務日																												4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
管理者	○田 ○郎	常・非・兼	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	
サービス管理責任者	○野 ○子	常・非・兼								8	8	8	8	8			8	8	8	8	8									160	40.0		
サービス管理責任者		常																												0	0.0		
生活支援員	○口 ○美	常・非・兼	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	
生活支援員	○藤 ○吉	常・非・兼	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	
生活支援員	○木 ○子	常・非・兼	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	
生活支援員	○村 ○利	常・非・兼	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	
生活支援員	○井 ○也	常・非・兼	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20.0	直接処遇職員
理学療法士	○山 ○治	常・非・兼	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			120	30.0	6.3
作業療法士	○原 ○穂	常・非・兼	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20.0	
看護師	○上 ○子	常・非・兼	8		8		8			8		8		8			8		8		8			8		8		8			96	24.0	
直接処遇職員計			54	46	54	46	54	0	0	54	46	54	46	54	0	0	54	46	54	46	54	0	0	54	46	54	46	54	0	0	1016	254.0	
医師	○枝 ○弘	常・非・兼	8		8		8			8		8		8			8		8		8			8		8				96	24.0	全職員 9.9	
事務員	○藤 ○枝	常・非・兼	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80		20.0
調理員	○子 ○江	常・非・兼	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80		20.0
合計 (管理者・サービス管理責任者含む)			100	76	100	76	100	0	0	100	76	100	76	100	0	0	100	76	100	76	100	0	0	100	76	100	76	100	0	0	1592	398	
サービス提供時間			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160		
								1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数 (就業規則上に定める時間数)																		40							

小数点第2位以下を切り上げてください。

小数点第2位以下を四捨五入してください。

申請している人員配置区分を記入してください。  
(生活介護[I型~Ⅲ型]・就労継続支援[I型~Ⅱ型])

小数点第2位以下を切り捨ててください。

就業規則で定めている1週間の勤務時間数を記入してください。

常勤換算後の人数 サービス提供責任者、従業者の週平均の勤務時間の合計時間数を、1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数 (就業規則上に定める時間数) で割り、小数点以下第2位を切り捨てた数

- 注1 事業所ごと、サービスの種類ごとに作成してください。名簿の欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
- 注2 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載してください (生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型)。
- 注3 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載してください。「勤務形態」欄は、該当する項目に○印を付けてください。兼職には、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。
- 注4 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。ただし、「前年度の平均実利用者数」は小数点第2位以下を切り上げ、「前年度の平均障害区分」は小数点第2位以下を四捨五入してください。

## 障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 1 - 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（\*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

### 生活介護

施設（事業所）名： \_\_\_\_\_

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
地方公共団体が設置している場合		965 / 1000	地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の場合		
定員超過利用減算		70 / 100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：(定員-50) × 125% + 75 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合	/	
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70 / 100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/	
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50 / 100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算	/	
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70 / 100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算	/	
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50 / 100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算	/	
生活介護計画未作成減算	生活介護計画が作成されていない期間が3か月未満	70 / 100	生活介護計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算	/	
	生活介護計画が作成されていない期間が3か月以上	50 / 100	3か月以上連続して生活介護計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算	/	
短時間利用減算		70 / 100	平均利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合に減算 ※平均利用時間＝当該利用者の前3か月の利用時間÷利用日数	/	
開所時間減算		50 / 100	開所時間が4時間未満の場合に減算	/	
		70 / 100	開所時間が4時間以上6時間未満の場合に減算	/	
			※開所時間数は運営規程の営業時間（送迎に要する時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。		
大規模生活介護事業所減算	定員81人以上	基本報酬の 991 / 1,000	一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の事業所である場合に減算 ※複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。	/	

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求			
医師未配置減算		12/日を減算	看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを前提として医師を配置しない場合に減算					
身体拘束廃止未実施減算		5/日	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  ※②～④は2021年度は努力義務、2022年度から義務化、減算の適用は2023年4月から。					
サービス管理責任者配置等加算 （共生型生活介護事業所のみ）		58/日	以下の要件をいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た場合に算定 ①サービス管理責任者を1名以上配置している ②地域に貢献する活動を行っている					
人員配置体制加算	(I)	定員20人以下	265/日	次の2要件をいずれも（障害者支援施設においては①のみ）満たす事業所において、区分3（50歳以上は区分2）以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に算定 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して1.7:1で配置 ②区分5・6又はこれに準ずる者（区分4以下で行動関連項目の点数の合計が8点以上又は区分4以下で喀痰吸引等を必要とする者）の総数が、60%以上				
		定員21人以上 60人以下	212/日					
		定員61人以上	197/日					
	(II)	定員20人以下	181/日		次の2要件をいずれも（障害者支援施設においては①のみ）満たす事業所において、区分3（50歳以上は区分2）以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に算定 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して2:1で配置 ②区分5・6又はこれに準ずる者（区分4以下で行動関連項目の点数の合計が8点以上又は区分4以下で喀痰吸引等を必要とする者）の総数が、50%以上			
		定員21人以上 60人以下	136/日					
		定員61人以上	125/日					
	(III)	定員20人以下	51/日			次の要件を満たす事業所において、区分3（50歳以上は区分2）以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に算定 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して2.5:1で配置		
		定員21人以上 60人以下	38/日					
		定員61人以上	33/日					
福祉専門職員配置等加算	(I)	15/日	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所の場合に算定					
	(II)	10/日	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所の場合に算定					
	(III)	6/日	生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所の場合に算定					
常勤看護職員等配置加算	(I)	利用定員が20人以下	28/日	看護職員を常勤換算で1以上配置している場合				
		利用定員が21人以上 40人以下	19/日					
		利用定員が41人以上 60人以下	11/日					
		利用定員が61人以上 80人以下	8/日					
		利用定員が81人以上	6/日					

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求		
常勤看護職員等配置加算	(Ⅱ)	利用定員が20人以下	56/日	看護職員を常勤換算で2以上配置している場合			
		利用定員が21人以上40人以下	38/日				
		利用定員が41人以上60人以下	22/日				
		利用定員が61人以上80人以下	16/日				
		利用定員が81人以上	12/日				
常勤看護職員等配置加算	(Ⅲ)	利用定員が20人以下	84/日	看護職員を常勤換算で3以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者2名以上に対してサービスを提供した場合 ※判定スコア項目 ①人口呼吸器 ②気管切開 ③鼻咽頭エアウェイ ④酸素療法 ⑤吸引（口鼻腔・気管内吸引） ⑥利用時間中のネプライザー使用・薬液吸入 ⑦経管栄養 ⑧中心静脈カテーテル ⑨その他の注射管理（皮下注射、持続皮下注射ポンプ使用） ⑩血糖測定 ⑪持続する透析（血液透析、腹膜灌流を含む） ⑫排尿管理 ⑬排便管理 ⑭痙攣時の管理			
		利用定員が21人以上40人以下	57/日				
		利用定員が41人以上60人以下	33/日				
		利用定員が61人以上80人以下	24/日				
		利用定員が81人以上	18/日				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41/日	次のいずれも満たす場合 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上である ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障害者に関し専門性を持つ者として専ら当障害者の生活支援に従事する職員を、常勤換算で利用者の数を50で除した数以上配置している				
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算				
訪問支援特別加算	所要時間1時間未満	187/回	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、生活介護計画等に基づき、利用者の同意を得て職員が居宅を訪問し、相談援助を行った場合（月に2回まで）				
	所要時間1時間以上	280/回					
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合（月に4回まで）				
重度障害者支援加算	(Ⅰ)	50/日	人員配置加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に加算				
	(Ⅱ)	(一)	7/日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という）が、支援計画シート等の作成を行う体制を整えたうえで生活介護を行った場合に加算			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
重度障害者支援加算	(II)	(二)	180/日	以下のいずれの要件も満たす場合 ①重度障害者支援加算（II）を算定している ②指定基準により配置すべき人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下「基礎研修修了者」という）を配置している ③実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害のある利用者（注）に対して日中に個別の支援を行った  （注）認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する利用者 ※基礎研修修了者1人の配置につき利用者5名まで算定可能 ※③の支援を行う基礎研修修了者は、生活介護等の従業者として4時間程度従事すること ※加算を算定を開始した日から180日以内は、更に500単位/日を加算する		
リハビリテーション加算	(I)	(一)	48/日	頰椎損傷による四肢麻痺その他これに類する利用者に対して、以下の要件をいずれも満たしたうえで生活介護等を行った場合 ①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、リハビリテーション実施計画を作成している ②上記計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを行い、利用者の状態を定期的に記録している ③上記計画の進捗状況を定期的に評価、見直しをしている ④障害者支援施設等の場合、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、看護師、生活支援員等に日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報を伝達している ⑤上記④以外の利用者の場合、職員が指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅サービス等の従業者に対し、日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報を伝達している		
	(II)	(二)	20/日	(I)に規定する利用者以外に対して、(I)の①～⑤のいずれも満たしたうえで生活介護等を行った場合		
利用者負担上限額管理加算			150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合		
食事提供体制加算			30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者を食事した場合		
延長支援加算	1時間未満		61/日	運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、延長時間の前後の時間帯に、利用者（施設入所者を除く）に対し生活介護等を行った場合 ※「営業時間」には送迎に要する時間を含まない ※個々の利用者の実利用時間は問わない ※延長時間帯に、指定基準により置くべき直接支援業務に従事する職員を1名以上配置していること		
	1時間以上		92/日			
送迎加算	(I)		21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合（利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合） ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※障害支援区分5以上又はこれに準ずる者が60%以上いる場合は、更に28単位/回を加算する。		
	(II)		10/片道		1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している）又は週3回以上の送迎を実施している場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※障害支援区分5以上又はこれに準ずる者が60%以上いる場合は、更に28単位/回を加算する。	

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500/日	障害者支援施設等で生活介護を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位の代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った	/		
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250/日				
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ) (Ⅱ)に加えて 50/日				
就労移行支援体制加算	利用定員が20人以下	42/日	生活介護を経て企業等に就労し、就労を継続している期間が6か月に達している者が1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出て生活介護を行った場合 ※1日につき当該生活介護を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、就労定着者の数を乗じて得た数を加算			
	利用定員が21人以上40人以下	18/日				
	利用定員が41人以上60人以下	10/日				
	利用定員が61人以上80人以下	7/日				
	利用定員が81人以上	6/日				
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数に4.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）			
	(Ⅱ)	所定単位数に3.2%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）			
	(Ⅲ)	所定単位数に1.8%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合（要件の詳細については下記参照）			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の90/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能			
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の80/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能			
※(Ⅰ)～(Ⅴ)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。 【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている						
【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）						

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算			<p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>		
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位の 0.6% を加算	<p>福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られている場合</p> <p>※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない</p> <p>※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能</p>		
福祉・介護職員等 特定処遇 改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 1.4% を加算	<p>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。</p> <p>※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所</p>		
	(Ⅱ)	所定単位の 1.3% を加算			



# 障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 1 - 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（\*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

## 施設入所支援

施設（事業所）名： \_\_\_\_\_

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
地方公共団体が設置している場合		965 / 1000	地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合			
定員超過利用減算		70 / 100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の110% ②定員51人以上：(定員-50) × 105% + 55 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の105%を超えた場合に減算	/		
生活支援員欠如減算	生活支援員の員数が基準に満たしていない場合	95 / 100	指定障害者支援施設基準の規定により、指定障害者支援施設等に置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合に減算	/		
個別支援計画未作成減算	個別支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70 / 100	個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算	/		
	個別支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50 / 100	3か月以上連続して個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算	/		
栄養士未配置減算	未配置	定員40人以下	27 / 日	管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合に減算  ※労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置しているものとして取扱う	/	
		定員41人以上60人以下	22 / 日		/	
		定員61人以上80人以下	15 / 日		/	
		定員81人以下	12 / 日		/	
	非常勤	定員41人以下	12 / 日		配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合に減算  ※労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置しているものとして取扱う	/
		定員41人以上61人以下	10 / 日			/
		定員61人以上81人以下	7 / 日			/
		定員82人以下	6 / 日			/
身体拘束廃止未実施減算		5 / 日	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  ※②～④は2021年度は努力義務、2022年度から義務化、減算の適用は2023年4月から。	/		
夜勤職員配置体制加算	定員21人以上40人以下	60 / 日	前年度の利用者数の平均値が21人以上40人以下の場合、夜勤2人以上			
	定員41人以上60人以下	48 / 日	前年度の利用者数の平均値が41人以上60人以下の場合、夜勤3人以上			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求		
夜勤職員配置体制加算	定員61人以上	39/日	前年度の利用者数の平均値が61人以上の場合、夜勤3人以上に前年度の利用者の数の平均値が60を超え40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上				
重度障害者支援加算	(I)	28/日	看護職員または生活支援員を常勤換算で1人以上配置している場合。 ※区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているとして都道府県知事に届け出た場合はさらに22単位/日加算する				
	体制を整えた場合	7/日	認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10以上に該当する利用者が1人以上利用しており、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等修了者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えており、かつ支援計画シート等を作成している場合。				
	(II) 夜間支援を行った場合	180/日	以下のいずれの要件も満たす場合 ①重度障害者支援加算（II）を算定している ②指定基準により配置すべき人員と人員配置体制加算により配置されている人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下「基礎研修修了者」という）を配置している ③実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10以上に該当する利用者に対して夜間または深夜に個別の支援を行った  ※基礎研修修了者1人の配置につき利用者5名まで算定可能 ※加算を算定を開始した日から180日以内は、更に500単位/日を加算する				
夜間看護体制加算		60/日	夜間職員配置体制加算が算定されており、生活支援員に代えて看護職員を1人以上配置している場合に算定				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41/日	視覚障がい者等が当該施設の利用者数に100分の30を乗じて得た数以上であって、専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する職員を配置し、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置した場合に算定				
入所時特別支援加算		30/日	新たに入所者を入れた日から起算して30日以内の期間において、入所支援等の提供を行った場合に算定				
入院・外泊時加算	(I)	定員60人以下	320/日	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、定員に応じて算定			
		定員61人以上80人以下	272/日				
		定員81人以上	247/日				
	(II)	定員60人以下	191/日		8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、定員に応じて算定		
		定員61人以上80人以下	162/日				
		定員81人以上	147/日				
入院時支援特別加算 (月1回を限度)	(I)	90日を超える入院期間が4日未満	561/回	入院・外泊時加算が算定される期間を除く、入院の日数が4日未満の場合に算定			
	(II)	90日を超える入院期間が4日以上	1122/回	入院・外泊時加算が算定される期間を除く、入院の日数が4日以上の場合に算定			
地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度)		500/回	入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定				
体験宿泊支援加算		120/日	施設利用者の宿泊体験を支援した場合に算定				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
地域生活移行個別支援特別加算	(I)	12/日	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助を行う体制を整えている施設として都道府県知事に届け出た場合		
	(II)	306/日	(I)を算定している施設であって、入院によらない治療を受ける者や少年院から釈放された者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合 ※3年以内を限度とする		
栄養マネジメント加算		12/日	次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た場合 ①常勤の管理栄養士を1名以上配置していること ②入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成していること ③入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること ④入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること		
経口移行加算		28/日	医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合 ※栄養マネジメント加算を算定しない場合は、算定しない ※当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限る		
経口維持加算	(I)	400/月	医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が継続して経口による食事の摂取を進めるために特別な管理を行った場合 ※経口移行加算を算定している場合は算定しない ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない		
	(II)	100/月	経口維持加算(I)を算定しており、協力歯科医療機関を定めている施設が、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が関わった場合		
口腔衛生管理体制加算		30/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合		
口腔衛生管理加算		90/月	次に掲げるいずれの基準にも該当する場合 ①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行う ②歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う ③歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じて対応する ※口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない		
療養食加算		23/日	管理栄養士又は栄養士が配置されている施設において、別に厚生労働大臣が定める療養食（医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食）を提供した場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 8.6% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）			
	(Ⅱ)	所定単位の 6.3% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）			
	(Ⅲ)	所定単位の 3.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能			
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能			
<p>※（Ⅰ）～（Ⅴ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。  <b>【必要要件】</b>①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p><b>【対象職種】</b>ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p>						
福祉・介護職員 処遇改善加算		<p><b>【キャリアパス要件Ⅰ】</b>福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅱ】</b>福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅲ】</b>経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【職場環境等要件】</b>平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>				
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位の 0.9% を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られている場合に算定 ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能			
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	所定単位の 2.1% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定				

# 障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 1 - 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（\*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

## 自立訓練（生活訓練）

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
地方公共団体が設置している場合		965 / 1000	地方公共団体が設置する指定自立訓練事業所等の場合		
定員超過利用減算		70 / 100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：(定員-50) × 125% + 75 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合  【宿泊型自立訓練の場合】 (1) 1日の利用者の数が月の数を超えた場合 ①定員50人以下：定員の110% ②定員51人以上：(定員-50) × 105% + 55 (2) 過去3か月の利用者の平均利用者数が定員の105%を超えた場合		
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70 / 100	指定基準により配置すべき生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50 / 100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70 / 100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50 / 100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
自立訓練（生活訓練）計画未作成減算	自立訓練（生活訓練）計画が作成されていない期間が3か月未満	70 / 100	自立訓練（生活訓練）計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	自立訓練（生活訓練）計画が作成されていない期間が3か月以上	50 / 100	(イ) が適用された月から3か月以上連続して自立訓練（生活訓練）計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
標準利用期間超過減算		95 / 100	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間（2年。長期入院・入所をしていた障害者は3年）を6か月以上超える場合に減算		
特別地域加算		所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所が、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
身体拘束廃止未実施減算		5 / 日	<p>①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録</p> <p>②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底</p> <p>③身体拘束等の適正化のための指針を整備</p> <p>④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施</p> <p>①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算</p> <p>※②～④は2021年度は努力義務、2022年度から義務化、減算の適用は2023年4月から。</p>		
サービス管理責任者配置等加算 （共生型自立訓練（生活訓練）事業所のみ）		5 8 / 日	<p>以下の要件をいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た場合に算定</p> <p>①サービス管理責任者を1名以上配置している</p> <p>②地域に貢献する活動を行っている</p>		
福祉専門職員配置等加算  〔 〕内は宿泊型自立訓練の場合	(Ⅰ)	1 5 / 日 〔 1 0 / 日〕	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定		
	(Ⅱ)	1 0 / 日 〔 7 / 日〕	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定		
	(Ⅲ)	6 / 日 〔 4 / 日〕	生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定		
地域移行支援体制強化加算		5 5 / 日	<p>宿泊型自立訓練事業所において、地域移行支援員を利用者15人に対し1人以上配置し（1人以上は常勤）、当該地域移行支援員が以下のサービスを実施した場合に算定</p> <p>①利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供</p> <p>②共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整</p> <p>③地域生活への移行後の障害福祉サービス利用のための相談支援事業所との連絡調整</p> <p>④地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援</p> <p>⑤その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援</p>		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		4 1 / 日	<p>次のいずれも満たす場合に算定</p> <p>①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上である</p> <p>②指定基準上必要な職員数に加え、上記障害者に関し専門性を持つ者として専ら当障害者の生活支援に従事する職員を、常勤換算で利用者の数を50で除した数以上配置している</p>		
初期加算		3 0 / 日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算		
欠席時対応加算		9 4 / 回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）		
医療連携体制加算	(Ⅰ)	3 2 / 日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合		
	(Ⅱ)	6 3 / 日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合		
	(Ⅲ)	1 2 5 / 日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合		
	(Ⅳ)	8 0 0 / 日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1名の場合		
		5 0 0 / 日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2名の場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
医療連携体制加算	(IV)	400/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3名以上8人未満の場合	/	
	(V)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算		
	(VI)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に算定		
個別計画訓練支援加算		19/日	次のすべてを満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所が、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定 ① 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が個別訓練実施計画を作成している ② 個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）を行うとともに、利用者の状態を定期的に記録している ③ 個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて見直しを行っている ④ 個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を従業者により共有している（指定障害者支援施設等に入所する利用者） ⑤ 指定自立訓練（生活訓練）の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービス等の事業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している（④以外の利用者）		
短期滞在加算	(I)	180/日	心身の状況の悪化防止等、緊急の必要性が認められる者（生活訓練サービスⅢ又は同Ⅳの利用者を除く）に対し、宿泊の提供を行い、夜間における生活支援を行った場合に算定（夜勤体制を確保している場合）		
	(II)	115/日	心身の状況の悪化防止等、緊急の必要性が認められる者（生活訓練サービス費Ⅲ又は同Ⅳを受けている利用者を除く）に対し、宿泊の提供を行い、夜間における生活支援を行った場合に算定（直直体制を確保している場合）		
日中支援加算		270/日	日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している等の利用者が、心身の状況等により、当該サービス等を利用できない期間が月に2日を超える場合に、宿泊型自立訓練事業所において昼間に必要な支援を行った場合 ※当該2日を超える期間について算定	/	
通勤者生活支援加算		18/日	利用者の50%以上が通常の事業所に雇用されている宿泊型自立訓練事業所において、日中、職場における相談支援や日常生活支援等を実施している場合		
入院時支援特別加算	イ	561/回	宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が、自立訓練計画に基づき、病院等を訪問し（少なくとも1回以上）、連絡調整、被服の準備、その他日常生活上の支援を行った場合に算定（入院期間が3日以上7日未満、月に1回まで）	/	
	ロ	1122/回	宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が、自立訓練計画に基づき、病院等を訪問し（少なくとも1回以上）、連絡調整、被服の準備、その他日常生活上の支援を行った場合に算定（入院期間が7日以上、月に1回まで）		
長期入院時支援特別加算		76/日	宿泊型自立訓練の利用者が病院等へ入院した際、いずれかの職種の者が、自立訓練計画に基づき、病院等を訪問し、連絡調整、被服の準備、その他日常生活上の支援を行った場合に算定（月に2日を超える期間について算定、入院初日から3月に限る） ※入院時支援特別加算が算定されている月を除く	/	
帰宅時支援加算	イ	187/日	宿泊型自立訓練の利用者について、自立訓練計画に基づき、その帰省等の外泊に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定（外泊期間が3日以上7日未満、月に1回まで）	/	
	ロ	374/日	宿泊型自立訓練の利用者について、自立訓練計画に基づき、その帰省等の外泊に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定（外泊期間が7日以上、月に1回まで）		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
長期帰宅時支援加算		25/日	宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練計画に基づき、家族の居宅等に外泊した場合に算定（月に2日を超える場合に算定。外泊初日から3月に限る） ※帰宅時支援加算が算定されている月を除く		
地域移行加算		500/回	宿泊型自立訓練の利用者及びその家族に対し、退所後の居住の場の確保、障害福祉サービス等の相談援助及び利用調整等を行った場合に算定（利用中に2回、退所後30日以内に1回を限度） ※退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合を除く		
地域生活移行個別支援特別加算		670/日	次の（1）の基準を満たす宿泊型自立訓練事業所において、 （2）の利用者に対し、特別な支援に対応した自立訓練計画に基づき、地域生活のための相談援助、個別支援を行った場合に算定 （1）施設基準（厚生労働大臣が定める基準） ①社会福祉士・精神保健福祉士または公認心理士のいずれかの資格を有する職員を、基準上配置している生活支援員に加え、1人以上配置していること ②医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障がい者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること ③保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること （2）利用者（厚生労働大臣が定める基準） ①医療観察法に基づく、入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から3年を経過しない者 ②刑務所からの出所に伴い、障がい者等の地域生活の定着支援を目的とした依頼に基づき受け入れた者であって、3年を経過しない者		
精神障害者地域移行特別加算		300/日	次のいずれも満たす場合に算定 （1）運営規程で主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含んでいる （2）指定基準により配置すべき従業者のうち、社会福祉士等を1人以上配置している （3）上記（2）の従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障がい者（退院してから1年以内に限る）に対して、①自立訓練（生活訓練）計画を作成、②地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した ※地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない		
強度行動障害者地域移行特別加算		300/日	次のいずれも満たす場合 （1）別に厚生労働大臣が定める施設基準（※1）を満たしている （2）障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障がい者（※2）（退所してから1年以内に限る）に対し、自立訓練計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した  ※1 別に厚生労働大臣が定める施設基準 次のいずれも満たす施設 ①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1名以上配置している ②強度行動障害支援者養成（基礎研修）又は行動援護従業者養成研修を終了した生活支援員の割合が100分の20以上である  ※2 強度行動障がい者 認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上である者		
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定		
食事提供体制加算	(I)	48/日	収入が一定以下の利用者（短期滞在型加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る）に対し、事業者が食事を提供した場合に算定（別に厚生労働大臣が定める日まで）		
	(II)	30/日	上記以外の収入が一定以下の利用者に対し、事業者が食事を提供した場合に算定（別に厚生労働大臣が定める日まで）		



加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
精神障害者 退院支援施設加算	(I)	180/日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障がい者等に対して、居住の場を提供した場合に算定 (夜勤体制を確保している場合)		
	(II)	115/日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障がい者等に対して、居住の場を提供した場合に算定 (宿直体制を確保している場合)		
夜間支援等体制加算 (宿泊型自立訓練に限る)	(I) 夜勤体制を確保	448/日	夜間支援対象利用者が3人以下		
		269/日	夜間支援対象利用者が4人以上6人以下		
		168/日	夜間支援対象利用者が7人以上9人以下		
		122/日	夜間支援対象利用者が10人以上12人以下		
		96/日	夜間支援対象利用者が13人以上15人以下		
		79/日	夜間支援対象利用者が16人以上18人以下		
		67/日	夜間支援対象利用者が19人以上21人以下		
		58/日	夜間支援対象利用者が22人以上24人以下		
		52/日	夜間支援対象利用者が25人以上27人以下		
		46/日	夜間支援対象利用者が28人以上30人以下		
	(II) 宿直体制を確保	149/日	夜間支援対象利用者が3人以下		
		90/日	夜間支援対象利用者が4人以上6人以下		
		56/日	夜間支援対象利用者が7人以上9人以下		
		41/日	夜間支援対象利用者が10人以上12人以下		
		32/日	夜間支援対象利用者が13人以上15人以下		
		26/日	夜間支援対象利用者が16人以上18人以下		
		22/日	夜間支援対象利用者が19人以上21人以下		
		19/日	夜間支援対象利用者が22人以上24人以下		
		17/日	夜間支援対象利用者が25人以上27人以下		
		15/日	夜間支援対象利用者が28人以上30人以下		
(III)	10/日	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定			
看護職員配置加算	(I)	18/日	看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所等において自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定 ※当該加算の算定対象となる事業所は医療連携体制加算の算定対象外		
	(II)	13/日	看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所等において宿泊型自立訓練を行った場合に算定 ※当該加算の算定対象となる事業所は医療連携体制加算の算定対象外		
送迎加算	(I)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合 ※別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、100分の70に相当する単位数を算定		
	(II)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している）又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、100分の70に相当する単位数を算定		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500/日	障害者支援施設等で自立訓練（生活訓練）を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った	/	
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250/日			
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50/日			
社会生活支援特別加算		480/日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した自立訓練計画に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定（支援開始日から起算して3年以内（※1）の期間（※2）算定する） ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む		
就労移行支援体制加算	利用定員が20人以下	54/日	自立訓練（生活訓練）を経て企業等に就労し、就労を継続している期間が6か月に達している者が1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出て自立訓練（生活訓練）を行った場合に算定 ※1日につき当該自立訓練（生活訓練）を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、就労定着者の数を乗じて得た数を加算		
	利用定員が21人以上40人以下	24/日			
	利用定員が41人以上60人以下	13/日			
	利用定員が61人以上80人以下	9/日			
	利用定員が81人以上	7/日			
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の6.7%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅱ)	所定単位の4.9%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅲ)	所定単位の2.7%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の90/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の80/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
<p>※(Ⅰ)～(Ⅴ)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。</p> <p>【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p>					

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算			<p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>		
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位の 0.8% を加算	<p>福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られている場合に算定</p> <p>※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない</p> <p>※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能</p>		
福祉・介護 職員等特定 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 4.0% を加算	<p>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定</p> <p>※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所</p>		
	(Ⅱ)	所定単位の 3.6% を加算			

## 障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 1 - 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（\*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

### 就労移行支援

施設（事業所）名： \_\_\_\_\_

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求		
就労移行支援サービス費（Ⅰ）		-	支援内容、利用定員、就職後6か月以上の定着率に応じた基本報酬を算定				
就労移行支援サービス費（Ⅱ）※		-					
利用定員	20人以下	-					
	21人以上40人以下	-					
	41人以上60人以下	-					
	61人以上80人以下	-					
	81人以上	-					
就職後6か月以上の定着率	5割以上	-		※あん摩マッサージ指圧免許、はり師免許又はきゅう師免許の取得による就労移行支援を行った場合は、就労移行支援サービス費（Ⅱ）を算定			
	4割以上5割未満	-					
	3割以上4割未満	-					
	2割以上3割未満	-					
	2割以上3割未満	-					
	1割以上2割未満	-					
	0割以上1割未満	-					
	定着率が0	-					
地方公共団体が設置している場合		965 / 1000	地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所等の場合				
定員超過利用減算		70 / 100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：(定員-50) × 125% + 75 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合	/			
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70 / 100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ●1割を超えて欠如した場合は、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ●1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/			
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50 / 100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算	/			
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70 / 100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算	/			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
就労移行支援計画未作成減算	就労移行支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	就労移行支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
標準利用期間超過減算		95/100	事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間（2年。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年又は5年）を6か月以上を超える場合に減算		
身体拘束廃止未実施減算		5/日	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  ※②～④は2021年度は努力義務、2022年度から義務化、減算の適用は2023年4月から。		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41/日	次のいずれも満たす場合に算定 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上である ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障害者に関し専門性を持つ者として専ら当障害者の生活支援に従事する職員を、常勤換算で利用者の数を50で除した数以上配置している		
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算		
訪問支援特別加算	所要時間1時間未満	187/日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかった際、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定（月に2回まで）		
	所要時間1時間以上	280/日			
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定		
食事提供体制加算		30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事を提供した場合に算定（別に厚生労働大臣が定める日までの間加算）		
精神障害者退院支援施設加算	(I)	180/日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合に算定（夜勤体制を確保している場合）		
	(II)	115/日	精神科病院の精神病床を転換した事業所等で、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供した場合に算定（宿直体制を確保している場合）		
福祉専門職員配置等加算	(I)	15/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定		
	(II)	10/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定		
	(III)	6/日	職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
欠席時対応加算		94／回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）		
医療連携体制加算	(I)	32／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）		
	(II)	63／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）		
	(III)	125／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）		
	(IV)	800／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1人の場合		
		500／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2人の場合		
		400／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3人以上8人未満の場合		
	(V)	500／日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算		
(VI)	100／日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合			
就労支援関係研修修了加算		6／日	就労支援の従事者として1年以上の実務経験を有し、次の「厚生労働大臣が定める研修」を修了した就労支援員を配置している場合に算定 ※就労定着者の割合が零である場合は算定しない  【厚生労働大臣が定める研修】 ①地域障害者職業センターにおいて、就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎知識及び技能を習得させるものとして行う研修 ②独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第1号職場適応援助者養成研修及び厚生大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修 ③都道府県知事が前2号と同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し認められた研修		
移行準備支援体制加算		41／日	前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の50%を超えるものとして届け出た事業所において厚生労働省が定める基準を満たし、次のいずれかを満たした場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき加算 ①職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を越えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った ②求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター等に職員が同行して支援を行った		
送迎加算	(I)	21／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合 ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
送迎加算	(Ⅱ)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所には、平均的に定員の50%以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合 ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。		
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500/日	障害者支援施設等で就労移行支援を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位数に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った		
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250/日			
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50/日			
通勤訓練加算		800/日	事業所の従業者以外の専門職員が、視覚障がいのある利用者に対して、盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に算定		
在宅時生活支援サービス加算		300/日	居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅で支援を行った場合に算定		
社会生活支援特別加算		480/日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定（支援開始日から起算して3年以内（※1）の期間（※2）算定する）  ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む		
支援計画会議実施加算		583/日	各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合 ※1月に1回、年4回を限度とする		
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数に6.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅱ)	所定単位数に4.7%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅲ)	所定単位数に2.6%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の90/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
	(Ⅴ)	(Ⅲ)の80/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
福祉・介護職員処遇改善加算	<p>※（Ⅰ）～（Ⅴ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。  <b>【必要要件】</b>①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p>				
	<p><b>【対象職種】</b> ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p>				
	<p><b>【キャリアパス要件Ⅰ】</b> 福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅱ】</b> 福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅲ】</b> 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【職場環境等要件】</b> 平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>				
福祉・介護職員処遇改善特別加算		<p>所定単位の0.9%を加算</p>	<p>福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られている場合に算定  ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない  ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能</p>		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	（Ⅰ）	<p>所定単位の1.7%を加算</p>	<p>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定  ※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所</p>		
	（Ⅱ）	<p>所定単位の1.5%を加算</p>			



## 障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 1 - 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（\*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

### 就労継続支援A型

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）		-	就労支援体制、利用定員、評価点に応じて基本報酬を算定する。  ※就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）＝職員配置 7.5 : 1 ※就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）＝職員配置 10 : 1		
就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）		-			
利用定員	20人以下	-			
	21人～40人	-			
	41人～60人	-			
	61人～80人	-			
	81人以上	-			
評価点	170点以上	-			
	150点以上 170点未満	-			
	130点以上 150点未満	-			
	105点以上 130点未満	-			
	80点以上 105点未満	-			
	60点以上 80点未満	-			
	60点未満	-			
地方公共団体が設置している場合		965 / 1000	地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所の場合		
定員超過利用減算		70 / 100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 1定員50人以下：定員の150% 2定員51人以上：(定員-50) × 125% + 75 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、 利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合	/	
サービス提供職員 欠如減算	サービス提供職員 が欠如している 期間が3か月 未満	70 / 100	指定基準により配置すべき職業指導員、生活支援員の員数が基準 を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消される に至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解 消されるに至った月までの間	/	

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
サービス提供職員 欠如減算	サービス提供職員 が欠如している期 間が3か月以上	50 / 100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用され た3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算	/		
サービス管理責任 者欠如減算	サービス管理責任 者が欠如している 期間が5か月未満	70 / 100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月か ら人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算	/		
	サービス管理責任 者が欠如している 期間が5か月以上	50 / 100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用され た5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算	/		
就労継続支援A型 計画未作成減算	就労継続支援A型 計画が作成されて いない期間が3か 月未満	70 / 100	就労継続支援A型計画が作成されずにサービス提供が行われてい た場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月ま での間の減算	/		
	就労継続支援A型 計画が作成されて いない期間が3か 月以上	50 / 100	3か月以上連続して就労継続支援A型計画が作成されずにサービ ス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該 状態が解消されるに至った月までの間の減算	/		
自己評価未公表減算		85 / 100	就労継続支援A型サービス費を算定するにあたり算出する評価点 を、インターネットの利用その他の方法により公表していない場合	/		
身体拘束廃止未実施減算		5 / 日	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及び その結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な 実施  ※②～④は2021年度は努力義務、2022年度から義務化、減算の適 用は2023年4月から。	/		
視覚・聴覚言語障害者 支援体制加算		41 / 日	次のいずれもを満たしている場合に算定 ① 視覚障がい者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語障 がい者又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者の場 合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上 である ② 指定基準上必要な職員数に加え、上記障がい者に関し専門性 を持つ者として専ら当障がい者の生活支援に従事する職員を、常 勤換算で利用者の数を50で除した数以上配置している			
就労移行 支援体制 加算	就労継続支援A型サービス費 (Ⅰ)	-	就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労している者が 前年度において1名以上いるものとして都道府県に届け出た事業 所がサービスを行った場合に、就労支援体制、利用定員、評価点 に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算			
	就労継続支援A型サービス費 (Ⅱ)	-				
	利用定 員	20人以下		-		
		21人～40人		-		
		41人～60人		-		
		61人～80人		-		
		81人以上		-		
評価点	170点以上	-				
	150点以上 170点未満	-				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
就労移行支援体制加算	評価点	130点以上 150点未満	-	就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労している者が前年度において1名以上いるものとして都道府県に届け出た事業所がサービスを行った場合に、就労支援体制、利用定員、評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算		
		105点以上 130点未満	-			
		80点以上 105点未満	-			
		60点以上 80点未満	-			
		60点未満	-			
就労移行支援連携加算		1000/回	就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者と連絡調整等を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合 ※1回に限り所定単位数を加算			
初期加算		30/日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算			
訪問支援特別加算	所要時間 1時間未満	187/日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかった際、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定（月に2回まで）			
	所要時間 1時間以上	280/日				
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定			
食事提供体制加算		30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事の提供を行った場合に算定（別に厚生労働大臣が定める日までの間加算）			
福祉専門職員配置等加算	(I)	15/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定			
	(II)	10/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定			
	(III)	6/日	職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定			
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）			
医療連携体制加算	(I)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合			
	(II)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合			
	(III)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合			
	(IV)	800/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1名の場合			
		500/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2名の場合			
		400/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3名以上8人未満の場合に算定			
(V)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
医療連携体制加算		(VI) 100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に算定	/		
重度者支援体制加算	(I)	利用定員 20人以下	56/日	前年度において障害基礎年金1級受給者が、当該年度の利用者数の50%以上いる場合に算定		
		利用定員 21人～40人以下	50/日			
		利用定員 41人～60人以下	47/日			
		利用定員 61人～80人以下	46/日			
		利用定員 81人以上	45/日			
	(II)	利用定員 20人以下	28/日	前年度において障害基礎年金1級受給者が、当該年度の利用者数の25%以上50%未満いる場合に算定		
		利用定員 21人～40人以下	25/日			
		利用定員 41人～60人以下	24/日			
		利用定員 61人～80人以下	23/日			
		利用定員 81人以上	22/日			
賃金向上達成指導員配置加算	利用定員 20人以下	70/日	次のいずれも満たす場合に算定 ①指定基準上の職員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置している ②事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップを図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出ている ※賃金向上達成指導員…「賃金向上計画」を作成し、その計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員			
	利用定員 21人～40人以下	43/日				
	利用定員 41人～60人以下	26/日				
	利用定員 61人～80人以下	19/日				
	利用定員 81人以上	15/日				
送迎加算	(I)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。			
	(II)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所は平均的に定員の50%以上が利用している）又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(I) (初日～5日目)	500/日	障害者支援施設等で就労継続支援A型を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った	/		
	(II) (6日目～15日目)	250/日		/		
	地域生活拠点等の場合	(I) (II) に加えて 50/日				
在宅時生活支援サービス加算		300/日	居室において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居室で支援を行った場合に算定	/		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
社会生活支援特別加算		480/日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した就労継続支援A型に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定（支援開始日から起算して3年以内（※1）の期間（※2）算定する） ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む		
福祉・介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位の5.7%を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、キャリアパス要件III、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(II)	所定単位の4.1%を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(III)	所定単位の2.3%を加算	キャリアパス要件I又はキャリアパス要件IIのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照）		
	(IV)	(III)の90/100を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、職場環境等要件のいずれか満たす場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
	(V)	(III)の80/100を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、職場環境等要件のいずれも満たさない場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
<p>※(I)～(V)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。  <b>【必要要件】</b>①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p><b>【対象職種】</b>ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p> <p><b>【キャリアパス要件I】</b>福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件II】</b>福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件III】</b>経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【職場環境等要件】</b>平成27年4月から（(II)・(III)は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		所定単位の0.7%を加算	福祉・介護職員を中心として就業者の処遇改善が図られている場合に算定 ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(I)	所定単位の1.7%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定 ※（II）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所		
	(II)	所定単位の1.5%を加算			

# 障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 1 - 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（\*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

## 就労継続支援B型

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）		-				
就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）		-				
利用定員	20人以下	-				
	21人～40人	-				
	41人～60人	-				
	61人～80人	-				
	81人以上	-				
平均工賃月額	4万5000円以上	-	就労支援体制、利用定員、平均工賃月額に応じて基本報酬を算定 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）＝職員配置 7.5 : 1 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）＝職員配置 10 : 1			
	3万5000円以上 4万5000円未満	-				
	3万円以上 3万5000円未満	-				
	2万5000円以上 3万円未満	-				
	2万円以上 2万5000円未満	-				
	1万5000円以上 2万円未満	-				
	1万円以上 1万5000円未満	-				
	1万円未満	-				
就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）	定員	20人以下	556 / 日	利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価し算定 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）＝職員配置 7.5 : 1 ※就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）＝職員配置 10 : 1		
		21人～40人	494 / 日			
		41人～60人	463 / 日			
		61人～80人	454 / 日			
		81人以上	438 / 日			
就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）	定員	20人以下	506 / 日			
		21人～40人	451 / 日			
		41人～60人	417 / 日			
		61人～80人	408 / 日			
		81人以上	394 / 日			
地方公共団体が設置している場合		965 / 1000	地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所の場合			
定員超過利用減算		70 / 100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：(定員-50) × 125% + 75 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合	/		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
サービス提供職員 欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
就労継続支援B型計画未作成減算	就労継続支援B型計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	就労継続支援B型計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	就労継続支援B型計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して就労継続支援B型計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
身体拘束廃止未実施減算		5/日	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  ※②～④は2021年度は努力義務、2022年度から義務化、減算の適用は2023年4月から。		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41/日	次のいずれをも満たしている場合に算定 ①視覚障害者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30%以上である ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障害者に関し専門性を持つ者として専ら当該障害者の生活支援に従事する職員を、常勤換算で利用者の数を50で除した数以上配置している		
就労移行支援体制加算（Ⅰ）		-			
就労移行支援体制加算（Ⅱ）		-			
利用定員	20人以下	-	就労継続支援B型サービス（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労している者が1名以上いる場合、就労支援体制、利用定員、平均月額工賃に応じた所定単位数にその前年度実績の人数に乗じた単位数を加算  ※前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く		
	21人～40人	-			
	41人～60人	-			
	61人～80人	-			
	81人以上	-			
平均工賃月額	4万5000円以上	-			
	3万5000円以上 4万5000円未満	-			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
平均工賃月額	3万円以上 3万5000円未満	-	就労継続支援B型サービス（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労している者が1名以上いる場合、就労支援体制、利用定員、平均月額工賃に応じた所定単位数にその前年度実績の人数に乗じた単位数を加算  ※前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く			
	2万5000円以上 3万円未満	-				
	2万円以上 2万5000円未満	-				
	1万5000円以上 2万円未満	-				
	1万円以上 1万5000円未満	-				
	1万円未満	-				
就労移行支援体制加算（Ⅲ）	定員	20人以下	42／日	就労継続支援B型サービス（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数に乗じた単位数を加算  ※前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く		
		21人～40人	18／日			
		41人～60人	10／日			
		61人～80人	7／日			
		81人以上	6／日			
就労移行支援体制加算（Ⅳ）	定員	20人以下	39／日	就労継続支援B型サービス（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数に乗じた単位数を加算  ※前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く		
		21人～40人	17／日			
		41人～60人	9／日			
		61人～80人	7／日			
		81人以上	5／日			
就労移行連携加算		1000／回	就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者と連絡調整等を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合 ※1回に限り所定単位数を加算			
初期加算		30／日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算			
訪問支援特別加算	所要時間 1時間未満	187／日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問し相談援助を行った場合に算定（月に2回まで）			
	所要時間 1時間以上	280／日				
利用者負担上限額管理加算		150／月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定			
食事提供体制加算		30／日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事を提供した場合に算定			
福祉専門職員配置等加算	（Ⅰ）	15／日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定			
	（Ⅱ）	10／日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定			
	（Ⅲ）	6／日	職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定			
欠席時対応加算		94／回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）			
医療連携体制加算	（Ⅰ）	32／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合			
	（Ⅱ）	63／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合			



加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求		
医療連携体制加算	(Ⅲ)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合	/			
	(Ⅳ)	800/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1人の場合	/			
		500/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2人の場合	/			
	(Ⅳ)	400/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3人以上8人未満の場合	/			
	(Ⅴ)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算	/			
	(Ⅵ)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に算定	/			
重度者支援体制加算	(Ⅰ)	利用定員 20人以下	56/日	前年度において障害基礎年金1級受給者が、当該年度の利用者数の50%以上いる場合に算定			
		利用定員 21人～40人	50/日				
		利用定員 41人～60人	47/日				
		利用定員 61人～80人	46/日				
		利用定員 81人以上	45/日				
	(Ⅱ)	利用定員 20人以下	28/日	前年度において障害基礎年金1級受給者が、当該年度の利用者数の25%以上50%未満いる場合に算定			
		利用定員 21人～40人	25/日				
		利用定員 41人～60人	24/日				
		利用定員 61人～80人	23/日				
		利用定員 81人以上	22/日				
目標工賃達成指導員配置加算	利用定員 20人以下	89/日	次のいずれも満たす場合に算定 ①各都道府県が作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している ②指定基準上の職員配置が常勤換算方法で、7.5:1以上、かつ、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員を加えた職員配置が常勤換算方法で6:1以上である ※目標工賃達成指導員…「工賃向上計画」に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員				
	利用定員 21人～40人	80/日					
	利用定員 41人～60人	75/日					
	利用定員 61人～80人	74/日					
	利用定員 81人以上	72/日					
送迎加算	(Ⅰ)	27/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
送迎加算	(Ⅱ)	13／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している(利用定員が20人未満の事業所は平均的に定員の50%以上が利用している)又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500／日	障害者支援施設等で就労継続支援A型を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った			
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250／日				
	地域生活拠点等の場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50／日				
在宅時生活支援サービス加算		300／日	居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅で支援を行った場合に算定			
社会生活支援特別加算		480／日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定(支援開始日から起算して3年以内(※1)の期間(※2)算定する)  ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む			
地域協働加算		30／日	就労継続支援B型サービス(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している事業所において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と共同して行う取組みによりサービスを行うとともに、当該サービスに係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合 ※サービスを受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算			
ピアサポート実施加算		100／月	次の①から③までのいずれにも該当する事業所において、障がい者または障がい者であったと都道府県が認める者である従業者であって、地域生活支援事業として行われるピアサポート研修の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者が、利用者に対して就労及び生産活動について、経験に基づき相談援助を行った場合 ①就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)または(Ⅳ)を算定していること ②ピアサポート研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者を事業所の従業者として2名以上(うち1名は障がい者等とする)配置すること ③②のいずれかの者により、事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること			
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位に5.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅱ)	所定単位に4.0%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合に算定(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅲ)	所定単位に2.2%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合に算定(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅳ)	(Ⅲ)の90/100を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれか満たす場合に算定(要件の詳細については下記参照) ※令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定可能			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員 処遇改善加算		(V)  (Ⅲ) の 80/100 を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合に算定（要件の詳細については下記参照） ※令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定可能			
福祉・介護職員 処遇改善加算		<p>※（Ⅰ）～（Ⅴ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。</p> <p>【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>				
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		所定単位の 0.7% を加算	福祉・介護職員を中心として事業者の処遇改善が図られている場合に算定 ※福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は算定しない ※令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定可能			
福祉・介護職員等特定 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 1.7% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていると同時に、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定 ※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所			
	(Ⅱ)	所定単位の 1.5% を加算				

# 障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙 1 - 2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（\*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

## 就労定着支援

施設（事業所）名： \_\_\_\_\_

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
就労定着支援サービス費	利用者数 20人 以下	就労定着率9割5分以上	3449/月	利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ算定		
		就労定着率9割以上9割5分未満	3285/月			
		就労定着率8割以上9割未満	2710/月			
		就労定着率7割以上8割未満	2176/月			
		就労定着率5割以上7割未満	1642/月			
		就労定着率3割以上5割未満	1395/月			
		就労定着率3割未満	1046/月			
	利用者数 21人 以上40人 以下	就労定着率9割5分以上	2759/月			
		就労定着率9割以上9割5分未満	2628/月			
		就労定着率8割以上9割未満	2168/月			
		就労定着率7割以上8割未満	1741/月			
		就労定着率5割以上7割未満	1314/月			
		就労定着率3割以上5割未満	1117/月			
		就労定着率3割未満	837/月			
	利用者数 41人 以上	就労定着率9割5分以上	2587/月			
		就労定着率9割以上9割5分未満	2463/月			
		就労定着率8割以上9割未満	2032/月			
		就労定着率7割以上8割未満	1632/月			
		就労定着率5割以上7割未満	1232/月			
		就労定着率3割以上5割未満	1047/月			
		就労定着率3割未満	785/月			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
就労定着支援計画未作成減算	就労定着支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	就労定着支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
定着支援連携促進加算		579/回	関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合。 ※1月につき1回（年4回を限度）とする		
特別地域加算		240/月	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所で、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に算定		
初期加算		900/日	生活介護等と一体的に運営される指定就労定着支援事業所で、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された利用者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し、サービス提供を行った場合に算定（利用開始月について、1回限り）		
就労定着実績体制加算		300/日	過去6年間のサービス利用修了者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している（していた）者の占める割合が、前年度に100分の70以上である場合に算定		
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算		120/月	次の「厚生労働大臣が定める研修」を修了した就労支援員を配置している場合に算定  【厚生労働大臣が定める研修】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第1号職場適応援助者養成研修及び厚生大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修		
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定		